

2 1 国民健康保険の財政上の構造問題の解決に向けた取組について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 国民健康保険について、都道府県が運営を担うことを基本とする等の見直しを検討するに当たっては、財政上の構造問題の解決を図ることが前提であり、持続可能な制度構築に向け、国保と被用者保険との間の保険料水準の格差の縮小や国保の地域間の保険料水準の格差縮小を図るための制度設計といった点を踏まえ、国費を投入するための具体的な方策を提示すること。
- (2) 市町村国保の財政運営は危機的な状況にある中で、当面実施することが予定されている社会保障・税一体改革による2,200億円の公費の追加投入については、抜本的な解決策とはならないものの、一定の効果は認められることから平成26年度からの実施が見送られた保険者支援分1,700億円についても、速やかに実施すること。

(背景)

- 市町村国保は、高齢者や低所得者が多く、医療費が高いといった構造的な問題を抱えているため、保険料負担率が高く、医療費に見合う保険料(税)収入の確保が困難である。そのため、法定外の一般会計繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫している。
- 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(プログラム法)」(平成25年12月13日公布・施行)においては、国保の保険者、運営等の在り方に関して、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策について検討することとされた。
- プログラム法による国保制度の見直しの具体化に向けて、平成26年1月に「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」(国保基盤強化協議会)が再開され、この協議会の事務レベルWGに本県も参加して議論を重ねている。しかし、これまでのところ、厚生労働省からは、効果的・効率的な追加公費の投入により、保険料負担の伸びを抑制し、保険料負担の公平の確保に努めることは表明されているが、財政上の構造問題の解決を図るための具体的な方策は示されていない。
- また、市町村国保の財政基盤強化策として追加投入される金額は約2,200億円とされているが、市町村国保財政における一般会計からの法定外繰入3,900億円、前年度繰上充用1,200億円、合わせて5,100億円もの赤字(平成24年度)を解消するにはほど遠い。それにもかかわらず、平成26年度に実施されたのは、保険基盤安定制度分500億円のみである。

(参 考)

◇ 市町村国保の運営状況

(平成 24 年度)

		国保		協会けんぽ	健保組合
		全国	愛知県		
被 保 険 者	65～74 歳被保険者の割合	32.9%	33.8%	5.1%	2.7%
	無職者の割合	43.4%	39.5%	—	—
	年間所得 200 万円未満の割合 (協会けんぽ・健保組合は総額割合)	76.1%	70.9%	15.9%	6.0%
	一人当たり医療給付費	31.6 万円	29.2 万円	15.9 万円*	14.2 万円*
	保険料負担率	10.0%	9.2%	7.2%*	5.0%*
財 政	保険料収納率	89.86%	92.30%	—	—
	一般会計からの法定外繰入	3,882 億円	237 億円	—	—
	前年度繰上充用	1,190 億円	13 億円	—	—

注) 表中※は H23 年度の値

◇ プログラム法における国保の見直しの方向 (プログラム法第 4 条第 7 項ロ)

- 更なる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、保険者、運営のあり方に関して、次の事項について検討する。
 - ① 国保の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本とする。
 - ② 保険料の賦課・徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担する。
- 検討結果に基づく関連法案を、平成 27 年通常国会に提出することを目指す。

◇ 構造問題の解決の方向性についての考え方

厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者の責によらない要因により医療給付費が高くなっていることへの財政支援の強化 ・ 財政リスクへの制度的な対応 (財政安定化基金等) 等 ・ 財源は、予算編成過程を通じて議論
知事会からの申入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保と被用者保険との間の保険料水準の格差の縮小 ・ 国保の地域間の保険料水準の格差の縮小

◇ 想定されるスケジュール

	国保基盤強化協議会	社保審医療保険部会	政府
H26. 2～6	事務レベルWG	随時開催	
H26. 7	中間まとめ	→ 中間まとめ	
H26. 8～10	事務レベルWG	随時開催	
H26. 11	とりまとめ	→ 随時開催	
H26. 12		→ とりまとめ	
H27. 1			法案提出